令和3年第4回臨時会

天栄村議会会議録

令和3年11月22日 開会 令和3年11月22日 閉会

天 栄 村 議 会

令和3年第4回天栄村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月22日)

議事日程	L
本日の会議に付した事件	L
出席議員	L
欠席議員	L
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1	L
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集あいさつ	1
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 8	3
招集者あいさつ)
閉会の宣告)

第 4 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和3年第4回天栄村議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年11月22日(月曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 村長議会招集あいさつ

日程第 4 議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

日程第 5 議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

日程第 6 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大	浦	トョ	テ子	君	4番	小	Щ	克	彦	君
5番	廣	瀬	和	吉	君	6番	揚	妻	_	男	君
7番	渡	部		勉	君	8番	熊	田	喜	八	君
9番	大多	頁賀	渓	仁	君	10番	服	部		晃	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 添 田 勝 幸 君 副 村 長 揚 妻 浩 之 君

参 事 兼 総務課長 内 山 晴 路 君 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事務局長 ^北 畠 さつき 書 記 石 井 大 輔

書 記 森 歩

◎開会の宣告

○議長(服部 晃君) おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、令和3年第4回天栄村議会臨時会にご参集いただき、 誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和3年第4回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和3年第4回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(服部 晃君) 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(服部 晃君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 大浦 トキ子 君

4番 小 山 克 彦 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(服部 晃君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長(小山克彦君) おはようございます。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和3年第4回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日11月22日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君から報告がありましたと おり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集あいさつ

○議長(服部 晃君) 日程第3、村長議会招集あいさつ。

村長より令和3年第4回天栄村議会臨時会招集の挨拶の発言の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) おはようございます。

本日、ここに令和3年第4回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、去る10月7日に行われた福島県人事委員会の職員の給与 等に関する報告及び勧告などを踏まえ、職員等の給与改定を行いたく、議会議員の議員報酬、 期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、村長等の給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3議 案を提案するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) これで、村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第4、議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) おはようございます。

議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月22日提出、天栄村長、添田勝幸。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(昭和52年天栄村条例第4号) の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。

附則に次の1項を加える。

10項 令和3年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、 同項中「100分の165」とあるのは、「100分の155」とする。

附則。

この条例中第5条第2項の改正規定は令和4年4月1日から、附則に1項を加える改正規定は令和3年12月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

令和3年の人事院勧告及び福島県人事委員会の職員給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、福島県の特別職における期末手当が引下げとなる見込みであることから、本村におきましても同様に、議会議員の期末手当を年間100分の10引下げとなるよう改定するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料の1ページにより説明申し上げます。

議案第1号、議案第2号説明資料にあります上段の表が、現行の支給割合であります。6 月期と12月期を合わせまして年間100分の330となっております。

改正案につきましては、下段の表のとおり年間100分の10を引き下げ、100分の320とする ものであります。

改正条文の第5条第2項では、令和4年の6月期と12月期で平準化し、それぞれ100分の5となるよう改定し、附則第10項では、令和3年12月期で100分の10引下げとなるよう改定するものでございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第5、議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) 議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月22日提出、天栄村長、添田勝幸。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例(昭和31年天栄村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。

附則に次の1項を加える。

16項 令和3年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、 同項中「100分の165」とあるのは、「100分の155」とする。 附則。

この条例中第3条第2項の改正規定は令和4年4月1日から、附則に1項を加える改正規定は令和3年12月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

議案第1号と同様、令和3年の人事院勧告及び福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、福島県の特別職における期末手当が引下げとなる見込みであることから、本村におきましても同様に、村長等の期末手当を年間100分の10引下げとなるよう改定するものであります。

改正内容につきましては、議案説明資料1ページにより説明申し上げます。

議案第1号、議案第2号説明資料にあります上段の表が現行の支給割合であり、6月期と 12月期合わせて年間100分の330となっております。

改正案につきましては、下段の表のとおり年間100分の10を引き下げ、100分の320とする ものであります。

改正条文の第3条第2項では、令和4年の6月期と12月期で平準化し、それぞれ100分の5となるよう改定し、附則第16項では、令和3年12月期で100分の10引下げとなるよう改定するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第6、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月22日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 職員の給与に関する条例(昭和41年天栄村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の110」に、「100分の67.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の110」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の117.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

附則。

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

令和3年の人事院勧告及び福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏ま え、再任用職員を除く一般職員の期末手当を年間100分の15、再任用職員の期末手当を100分 の5引下げとなるよう改定するものであります。

改正内容につきましては、議案説明資料1ページの議案第3号説明資料によりご説明申し上げます。

まず、再任用職員を除く職員につきましては、上段の表が現行の支給割合で、6月期と12月期合わせて年間100分の250となっております。

改正案につきましては、下段の表のとおり年間100分の15引き下げ、100分の235とするものであります。

改正条文の第2条の改正では、令和4年の6月期と12月期で平準化し、それぞれ100分の7.5となるよう改定し、第1条の改正では、令和3年12月期を100分の15引下げとなるよう改

定するものであります。

次に、再任用職員につきましては、上段の表が現行の支給割合で、6月期と12月期合わせ て年間100分の135となっております。

改正案につきましては、下段の表のとおり年間100分の5引き下げ、100分の130とするものであります。

第2条の改正では、令和4年の6月期と12月期で平準化し、それぞれ100分の2.5となるよう改正し、第1条の改正では、令和3年12月期を100分の5引下げとなるよう改定するものでございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎招集者あいさつ

○議長(服部 晃君) 申し上げます。

令和3年11月22日招集の令和3年第4回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から閉会に当たり挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

〇村長(添田勝幸君) 令和3年第4回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し

上げます。

本日は、上程3議案につきまして、いずれも原案どおり議決をいただき厚く御礼申し上げます。

これから師走を迎え、何かと慌ただしい時期となりますが、議員の皆様におかれましては、 くれぐれも健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申 し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長(服部 晃君) これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長(服部 晃君) 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第4回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午前10時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年1月19日

議 長 服 部 早 署 名 議 員 大 浦 ト キ 子 署 名 議 員 小 山 克 彦 参 考 資 料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件名	議決月日	結 果	
議案1号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条	11月22日	原案可決	
	例の一部を改正する条例の制定について	11/122 日		
2号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条	11月22日	原案可決	
	例の制定について	11月22日		
3号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に	11 日 00 日	百岁司为	
	ついて	11月22日	原案可決	